

青年経営支援専門サービス業 ガイドブック



伊丹商工会議所青年経営サポーター研究会

ガイドブック発行にあたって

このガイドブックは、平成28年4月1日現在で、伊丹市内の伊丹商工会議所会員で、年齢50歳以下の士業（弁護士・弁理士・司法書士・行政書士・公認会計士・税理士・社会保険労務士・中小企業診断士）の異業種交流グループである伊丹商工会議所青年経営センター研究会が、事業者の経営サポートを通じて、地域経済が活性化する事を目的に作成致しました。

作成にあたっては、多くの会員様のご協力をいただいております。皆様のご理解とご利用をお願い致します。

お使いになる前に必ずお読みください

掲載内容については、各事業者から提供された情報をそのまま記載しております。

このため、本ガイドブックに掲載された情報等に基づいて生じたトラブルについては、一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。



お問い合わせ先
伊丹商工会議所 経営支援課

電話 072-775-1221

本誌掲載内容について、転用を固く禁じます

CONTENTS

- 弁護士 6 ページ
(金井 周一郎・田中 賢一・平田 啓基・細川 敦史・細川 欽子・三木 麻鈴)
- 弁理士 11 ページ
(櫻井 周)
- 司法書士 13 ページ
(高橋 靖人・竹本 秀司)
- 行政書士 15 ページ
(石河 秀樹・前田 研也・山本 千恵)
- 公認会計士 18 ページ
(田中 康史)
- 税理士 20 ページ
(青木 淑央・上田 雄一・宗圓 孝・林 文彦・藤崎 陽子)
- 社会保険労務士 24 ページ
(柴田 将司・高田 和彦・田村 昭治)
- 中小企業診断士 27 ページ
(橘 雅清)

特別協力

TF-1(ティエフワン) 保険サポート 代 表 安東 宏介
株式会社 僧 実 代表取締役 佐藤 実路



弁護士

裁判
業務

企業
法務

法律
相談



弁理士

特許

意匠

商標



司法書士

登記

裁判
業務

成年後見
業務



行政書士

契約書

許認可

在留資格
帰化



公認会計士

監査

税務

コンサル
ティング



税理士

会計
業務

申告と
書類作成

税務
相談



社会保険労務士

人事労務
コンサルティング

社会保険・労働保険
の手続代行

年金
相談・請求



中小企業診断士

創業
支援

経営
支援

セミナー
/研修

遺産分割 慰謝料請求 解雇 競売 刑事事件 交通事故
自己破産 親権 著作権 内容証明 養育費 離婚 労災 ...

特許出願書類作成 特許出願審査請求 特許の権利侵害訴訟
特許の鑑定、判定、技術評価書 特許料納付 発明相談 ...

会社設立 債務整理 商業登記 成年後見 相続手続全般
不動産登記 法律相談 裁判所提出書類作成 財産管理業務 ...

営業に関する各種許認可の申請 外国人の在留資格に関する申請
契約書の作成 法人設立 自動車登録 内容証明 経営革新 ...

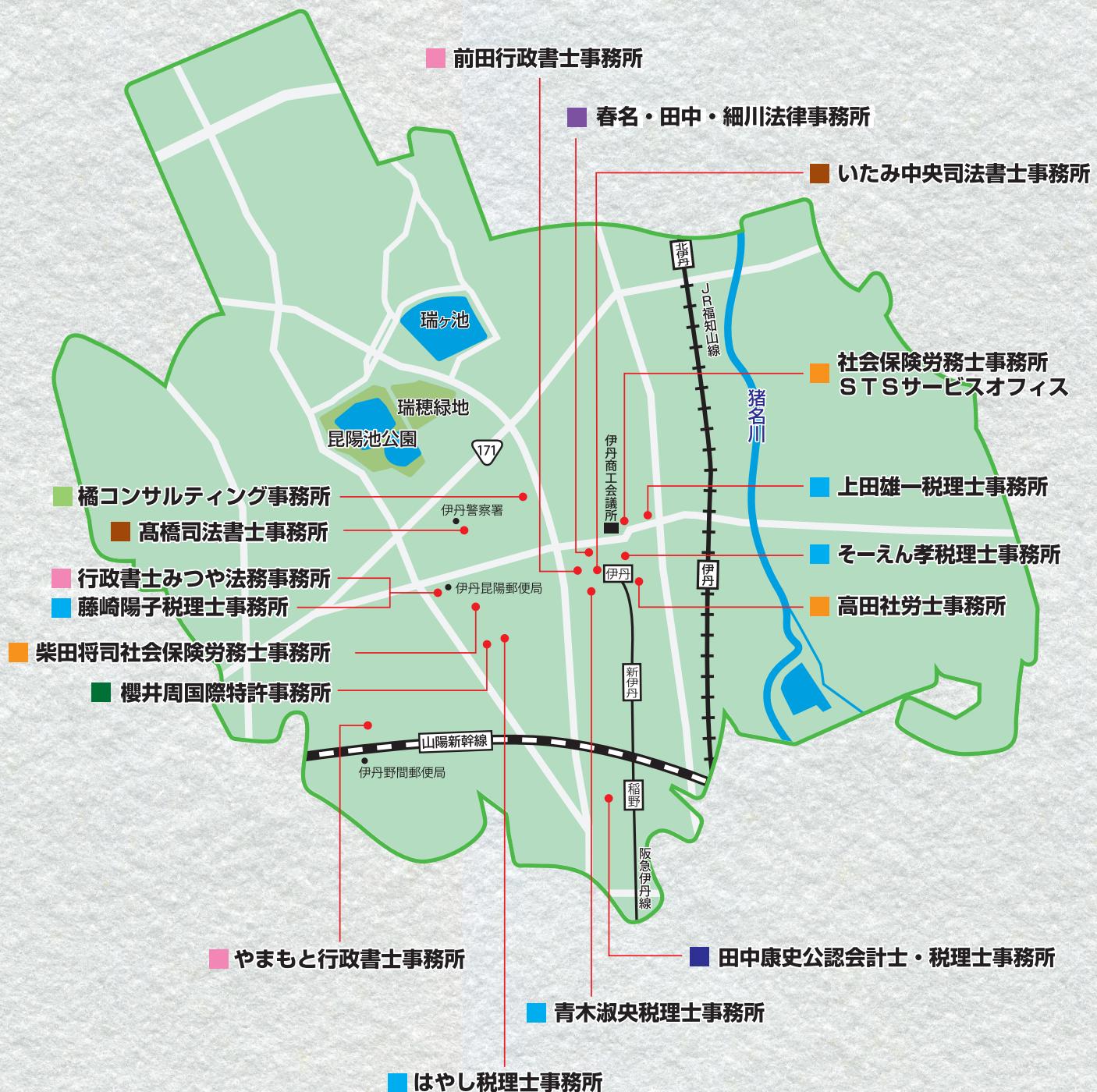
マネジメント・コンサルティング 会計監査（一部法定監査）
企業再生計画の策定・検証 グループ法人税制の相談・助言 ...

確定申告 記帳代行 資金調達支援 資金繰り改善相談
相続・贈与税申告 法人決算・申告 税務調査支援 ...

就業規則 助成金 育児・介護 パワハラ・セクハラ 労働問題
給与計算 労災・雇用保険 健康保険 老齢・障害・遺族年金 ...

IT化 人材育成 経営計画の作成支援 起業支援 事業計画書
情報セキュリティ マーケティング セミナー 補助金 ...

地図



弁護士

弁理士

司法書士

行政書士

公認会計士

税理士

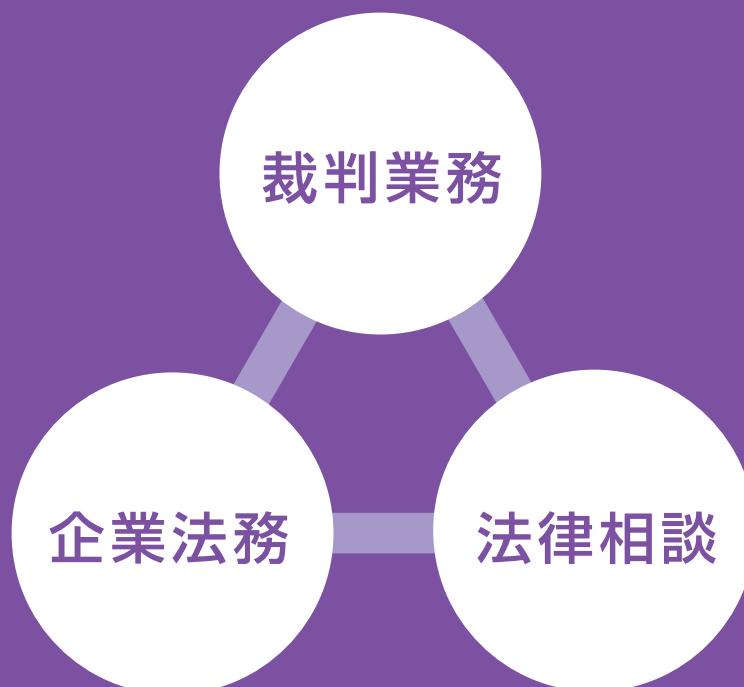
社会保険労務士

中小企業診断士



弁護士

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし(弁護士法第1条1項)、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によって、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とします(同法第3条1項。)。弁護士は、社会で生活するみなさんの「事件」や「紛争」について、法律の専門家として適切な予防方法や対処方法、解決策をアドバイスする「社会生活上の医師」なのです。(日本弁護士連合会HPから引用)



【業務内容】

▶ 企業法務

- ・契約書の作成・チェック
- ・売掛金等の債権回収に関する相談・代理業務
- ・人事・労務に関する相談・代理業務
- ・事業承継に関する相談

▶ 一般民事事件

- ・資金請求／売買代金請求
- ・交通事故に関する損害賠償請求
- ・借地・借家に関する紛争(賃料請求・不動産の明渡し等)
- ・境界・私道に関する紛争

▶ 家事事件

- ・離婚事件
- ・遺言・遺産分割その他の相続事件
- ・成年後見等に関する業務

▶ 行政事件

- ・行政庁への届出、交渉
- ・行政不服審査申出
- ・行政訴訟

▶ 民事執行・民事保全事件

- ・不動産の競売申立て／債権差押え
- ・仮差押／仮処分

▶ 倒産事件

- ・破産・民事再生・会社更生・清算
- ・特別清算・債務整理

▶ 刑事事件・少年事件

- ・捜査段階での弁護活動・起訴後の弁護活動
- ・少年の付添人活動

お気軽にご相談下さい

春名・田中・細川法律事務所

弁護士 金井 周一郎

所在地：〒664-0858 伊丹市西台1丁目2番11号 C-3ビル5階

TEL : 072-781-7327

FAX : 072-781-7329

s-kanai@harunatanaka.lawyers-office.jp

<http://www.harunatanaka.lawyers-office.jp>



|アピールポイント|

現在、交通事故、不動産関係、売掛金回収だけでなく、離婚、相続等の様々な分野を扱っています。

相手方との交渉、訴訟手続等を用いて、依頼者の方とご相談しながら解決を図りたいと考えております。まずはご相談下さい。

お気軽にご相談ください

春名・田中・細川法律事務所

弁護士 田中 賢一

所在地：〒664-0858 伊丹市西台1丁目2番11号 C-3ビル5階

TEL : 072-781-7327

FAX : 072-781-7329

happy-tanaken@muse.ocn.ne.jp

<http://www.harunatanaka.lawyers-office.jp>



|アピールポイント|

丁寧な対応を心がけています。

依頼者との信頼関係を築けるように頑張ります。

法律問題でお悩みであればぜひご相談下さい。

春名・田中・細川法律事務所

弁護士 平田 啓基

所在地：〒664-0858 伊丹市西台1丁目2番11号 C-3ビル5階

TEL : 072-781-7327

FAX : 072-781-7329

h-hirata@ harunatanaka.lawyers-office.jp

<http://www.harunatanaka.lawyers-office.jp>



|アピールポイント|

「春名・田中・細川法律事務所」は、現在、8名の弁護士が在籍しており、それぞれの経験や知識を生かして皆さまの多様なお悩み・トラブルに対応できる体制を整えております。

お気軽にご相談ください

春名・田中・細川法律事務所

弁護士 細川 敦史

所在地：〒664-0858 伊丹市西台1丁目2番11号 C-3ビル5階

TEL : 072-781-7327

FAX : 072-781-7329

hosokawa28616@nifty.com

<http://www.harunatanaka.lawyers-office.jp>



|アピールポイント|

事務所は阪急伊丹駅前。ベテラン、中堅、若手と様々なキャリアや取扱分野を持つ複数の弁護士が所属しています。他士業の皆様またはクライアントに法律的なお困りごとがありましたらご連絡ください。親切丁寧に対応いたします。

お気軽にご相談ください 春名・田中・細川法律事務所

弁護士 細川 歓子

所在地：〒664-0858 伊丹市西台1丁目2番11号 C-3ビル5階

TEL : 072-781-7327

FAX : 072-781-7329

y-hosokawa@harunatanaka.lawyers-office.jp

<http://www.harunatanaka.lawyers-office.jp>



【アピールポイント】

「丁寧に、誠実に」をモットーに対応させていただいております。通常の家事事件、一般民事事件、企業法務等のほか、中国語を要するご相談、中国法や中国業務に関連するご相談につきましても一部対応可能ですので、お気軽にご相談ください。

お気軽にご相談下さい

春名・田中・細川法律事務所

弁護士 三木 麻鈴

所在地：〒664-0858 伊丹市西台1丁目2番11号 C-3ビル5階

TEL : 072-781-7327

FAX : 072-781-7329

miki-marin@harunatanaka.lawyers-office.jp

<http://www.harunatanaka.lawyers-office.jp>



【アピールポイント】

「春名・田中・細川法律事務所」は伊丹で設立31年の事務所であり、伊丹を含め阪神間の事業者の皆様に広くご利用いただいております。親切な対応、解りやすい説明、丁寧な処理を心掛けております。まずは、お気軽にご相談下さい。

【 コラム 】

○契約と契約書

契約は、口約束でも成立する？確かに、有効な「申込」と「承諾」があれば、口頭でも契約は成立します。お店で物を買うときに、契約書を作ったりハンコを押したりはしません。しかし、その内容が複雑で多岐に亘るときは、後から、ああ言ったこう言ったで争いにならないように書面にしておく必要があります。合意書、協議書、覚書などというタイトルを付けることもありますが、これらもすべて契約書です。契約書には、「危険負担」「瑕疵担保」「催告」「解除」など聞き慣れない用語が使われていることがあります。よく意味が分からぬまま会社印を押すと、思わぬ不利益を被ることがあります。印を押す前にご相談下さい。



○年齢の考え方

年齢の考え方には法律で決まっています。「年齢計算ニ関スル法律」が、その法律です。ここには「年齢ハ出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス」とあり、例えば、4月1日に生まれた子は、その日から年を数えますから、翌年の3月31日で1歳になるのです。一般的には「初日不算入の原則」といって、次の日から数えるのですが、年齢は例外です。従つて、歳は誕生日の前日にひとつ取るのです。因みに、「年齢のとなえ方に関する法律」という法律もあり、ここには「数え年」の「ならわし」は改めると明記されています。

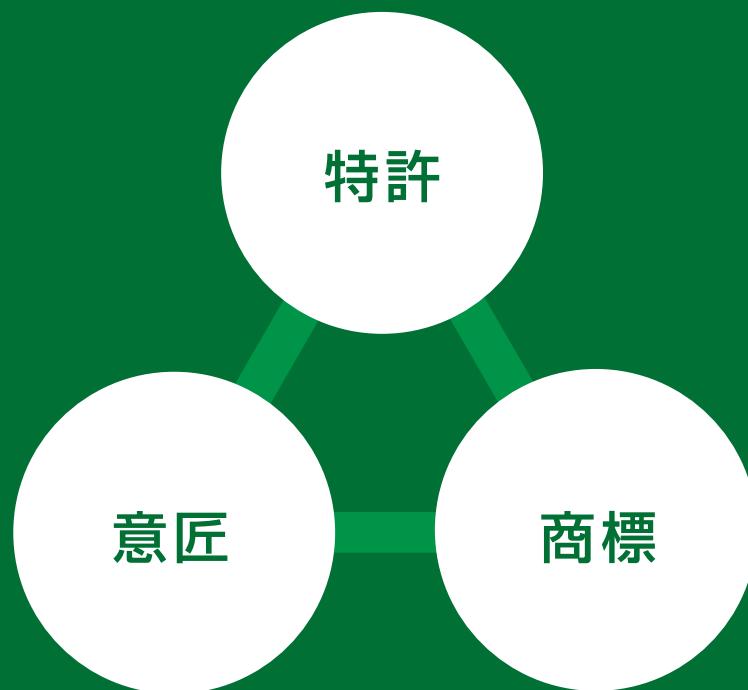




弁理士

弁理士とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止などの産業財産権に関わるすべての事務手続を代理することができる国家資格保有者です。

- ・特許権：新規で進歩的な技術アイディア（＝発明）を独占できる権利
- ・意匠権：物の形状、模様など斬新なデザイン（＝意匠）を独占できる権利
- ・商標権：自分と他人の商品・サービスを区別するためのマーク（＝商標）を独占できる権利



【業務内容】

▶ 出願に係る業務

- ① 発明相談
- ② 出願書類作成
- ③ 特許庁手続き代理
 - └ 出願審査請求
 - └ 意見書・補正書提出
 - └ 不服審判手続き
 - └ 特許料納付

▶ 登録後の業務

- ① 権利防衛
 - └ 無効審判・取消審判手続き代理
- ② 権利侵害訴訟
- ③ 鑑定、判定、技術評価書
- ④ 知的財産権の契約代理

あなたの発明を活かしてみませんか？

櫻井周国際特許事務所

弁理士 櫻井 周

登録番号：15373

所在地：〒664-0882 伊丹市鈴原町9丁目138

TEL：080-5031-8071

FAX：072-777-2650

sakurai@sakuraishu.net



【アピールポイント】

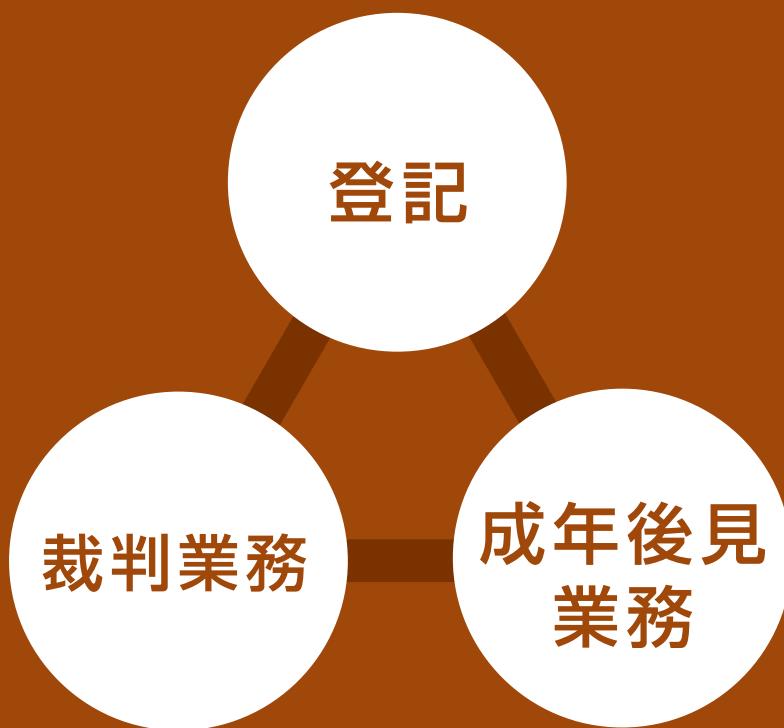
企業内発明から主婦の発明まで幅広く扱います。アイディアが発明になるのか、特許を取れるのか、一方で特許出願料減免などもありますので、お気軽にご相談ください。また、ご商売をされていると商標が心配になることがあろうかと思いますので、こちらもお気軽にご相談下さい。





司法書士

司法書士とは登記、供託および訴訟等に関する手続きの適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする国家資格およびその資格を有する者を言います。



【業務内容】

- ▶ 登記に係る業務
 - ① 不動産登記手続きの代理
 - ② 会社や法人など商業登記手続きの代理
- ▶ 簡易裁判所における訴訟手続きの代理業務
 - 当事者の代理人となって示談交渉や和解に応じる業務
- ▶ 裁判所提出書類作成業務
 - 裁判所、検察庁に提出する書類の作成
- ▶ 後見制度に係る業務
 - 成年後見に関する業務
- ▶ 債務整理に係る業務
 - 債務整理に関する業務
- ▶ 供託手続
 - 供託所への書類の提出代理業務
- ▶ 個人の相続に関する業務
 - 相続・遺言等、相続全般に関する業務
- ▶ 財産管理業務
 - 財産管理に関する業務
- ▶ 上記内容に関する相談

司法書士の高橋靖人と申します

高橋司法書士事務所

司法書士 高橋 靖人

登録番号：1659

所在地：〒664-0898 伊丹市千僧6丁目1番地の1

TEL：072-779-4603

FAX：072-779-2802

takahashi-sihousyosi@pony.ocn.ne.jp



アピールポイント

伊丹の官庁街にて司法書士をしております、高橋靖人と申します。主に不動産登記、会社に関する登記を業務としております。この仕事に携わって10年経ちますが、その間も法律は様々改正されております。まちの身近な法律家として市民の皆様の権利を守るべく業務を行っております。お困りの際は是非ご相談下さい。

阪急伊丹駅から徒歩2分の司法書士事務所

いたみ中央司法書士事務所

司法書士 竹本 秀司

登録番号：1227

所在地：〒664-0858 伊丹市西台4丁目1番29号 YKビル4階

TEL：072-779-8750

FAX：072-779-4004

h.takemoto@adagio.ocn.ne.jp



アピールポイント

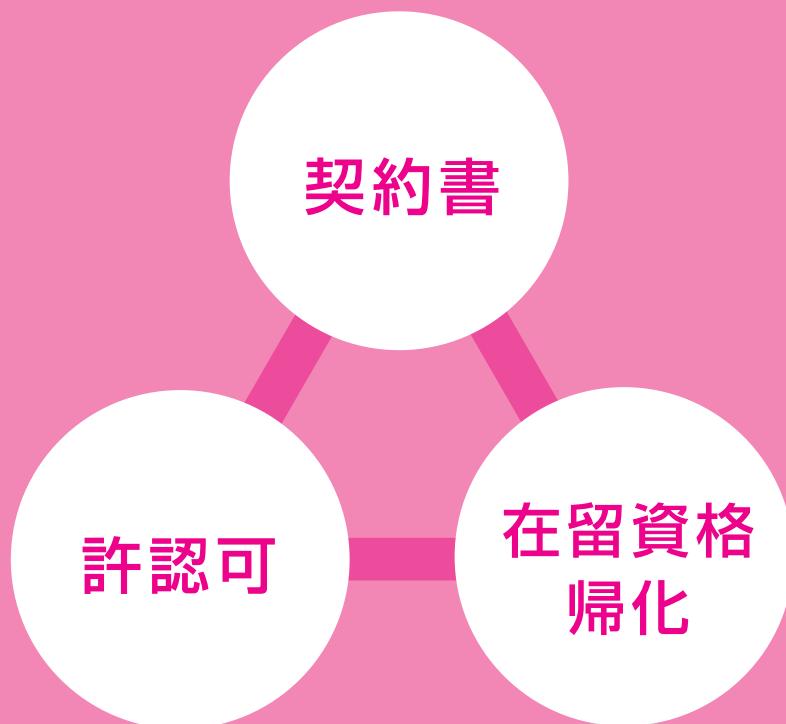
当事務所では、不動産、会社・法人登記はもちろん、相続手続き、簡裁代理認定の資格を有し訴訟、債務整理の業務も行っております。また、成年後見等の手続きにも精通し、裁判所選任の後見人等にも就任しております。法律に触れて、知って、利益を得る。そんな皆様のニーズに寄り添える事務所でありたいと考えています。



行政書士



行政書士は、官公署（各省庁、都道府県庁、市・区役所、町・村役場、警察署等）に提出する書類の作成、同内容の相談やこれらを官公署に提出する手続について代理することを業としています。その書類のほとんどは許可認可（許認可）等に関するのでその数は1万種類を超えるとも言われます。



【業務内容】

▶ 法人や事業主の方に関する業務

- ① 法人設立（株式会社、NPO法人、社団法人、財団法人など）
- ② 各種許認可
(建設業、産廃業、運送業、宅建業、風営業、古物商、飲食業など)
- ③ 契約書の作成
- ④ 在留資格許可・更新申請（外国人が日本で暮らすための手続き）
- ⑤ 自動車登録関係の手続き
- ⑥ 農地転用などの土地活用手続き

▶ 個人の方に関する業務

- ① 相続時の遺産分割協議書の作成
- ② 離婚協議書の作成
- ③ 内容証明郵便
- ④ 在留資格の許可・更新手続き・帰化

▶ 上記内容に関する相談

困りごとまるごと相談所！

行政書士みつや法務事務所

行政書士 石河 秀樹

登録番号：第09301526号

所在地：〒664-0886 伊丹市昆陽東4丁目13-1-208

TEL：072-767-1962

FAX：072-767-1963

mitsuya2014@gmail.com

<http://www.mitsuya-houmu.com>



アピールポイント



事業主の方には、事業運営、各種許認可等、事業の発展の為、サポート役としてこき使って下さい！個人のお客様には、主に遺言、相続の手続に関する、疑問点、お悩みをじっくりお伺いし、円満な解決へのお手伝いをさせて頂きます。

丁寧、確実な仕事を心掛けております。

前田行政書士事務所

行政書士 前田 研也

登録番号：第06301351号

所在地：〒664-0858 伊丹市西台5丁目7-25 土井ビル2F

TEL：072-773-8011

FAX：072-773-8012

mail@office-maeda.info

<http://office-maeda.info>



アピールポイント

建設業などの許認可申請書類の作成は行政書士の専門分野です。また、許認可にあわせた法人設立についてもお手伝いさせていただきます。常に丁寧、確実な仕事を心掛けております。どうぞよろしくお願い致します。

あなたの「やりたいこと」を現実のものに！ やまもと行政書士事務所

特定行政書士 山本 千恵

登録番号：第04300504号

所在地：〒664-0875 伊丹市野間北2-7-23

TEL : 090-1020-5541

FAX : 050-3730-7084

chie.9032077@ace.ocn.ne.jp



【アピールポイント】

行政書士らしくない行政書士。行政書士業の他、シンクタンクを運営。全国津々浦々、暖めてきた「やりたい」想いを形にしていく事業計画作成のアドバイスや調査に関わっています。
事業の立ち上げに必要な許可の申請や書類の整備もお任せください。
最初の一步の後押しは、あなたの想いを聞かせていただくことから(*^▽^*)

【 行政書士の使命 】



行政書士の徽章は、コスモスの花弁の中に「行」の文字を配したものです。

コスモスの花言葉は、調和、真心。

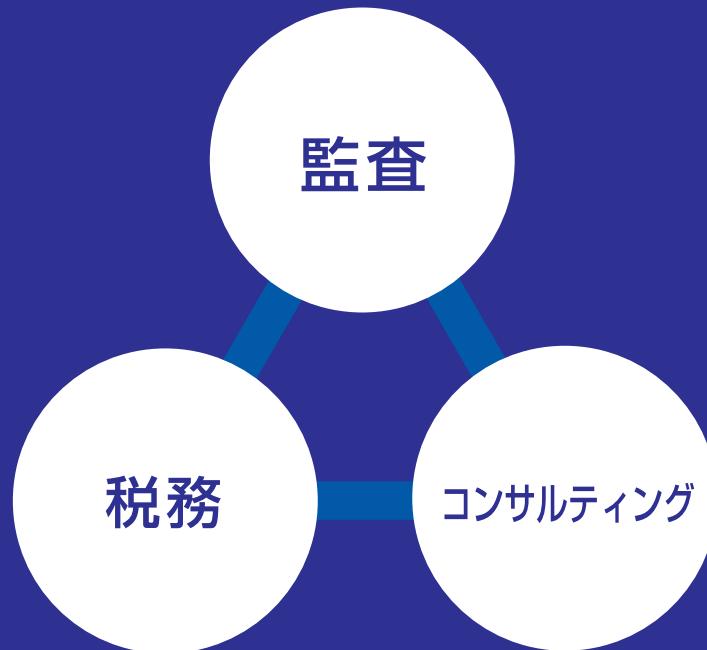
行政書士は社会の調和を図り、真心を持って職務を行うことを通じて、
国民と行政との懸け橋となって社会に貢献することを使命としています。





公認会計士

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図りもって国民経済の健全な発展に寄与することを使命としています。(公認会計士法第1条より)



【具体的な業務】(日本公認会計士協会HPより)

▶ 監査証明業務

企業から学校法人、地方公共団体など幅広い対象について、財務情報の適正性につき意見を表明し、その信頼性を保証する業務。

■ 法定監査

- ・金融商品取引法に基づく監査
- ・会社法に基づく監査など

■ 法定監査以外の監査

医療法人(※)、社会福祉法人(※)、消費生活協同組合(※)などの監査

※一部法定監査が導入されています。

▶ 税務

公認会計士は税理士登録し、税理士会に入会することにより、税務業務を行うことができます。

- ・企業及び非営利法人への税務指導と税務申告
- ・企業再編に伴う税務処理及び財務調査
- ・その他税務相談、指導・助言、申告代理から税務官庁との交渉まで

▶ コンサルティング

コンサルティング業務の事例としては、次のようなものがあります。

- ・相談業務(会社の経営戦略、長期経営計画を通じたトップ、マネジメント、コンサルティング)
- ・組織再編などに関する指導、助言、財務デューデリジェンス
- ・企業再生計画の策定、検証
- ・株価、知的財産等の評価
- ・不正や誤謬を防止するための管理システム(内部統制組織)の立案、指導、助言
- ・コーポレート・ガバナンスの支援

その他、公認会計士に関する情報は、日本公認会計士協会のHPをご参照ください。

身近で安心できる会計・税務のアドバイザー

田中康史公認会計士・税理士事務所

公認会計士 田中 康史

登録番号 : 32079

所在地 : 〒664-0861伊丹市稻野町7丁目13番地1 ハイツ田中202

TEL : 072-764-5968

FAX : 072-764-5969

kojtanaka.cpa@gmail.com



アピールポイント

公認会計士として、大手監査法人にて上場企業を中心に財務諸表の監査、内部統制の評価、上場準備支援、子会社の管理体制レビュー等様々な業務を経験して参りました。また税理士として、クラウド会計導入支援をはじめ会計・税務支援を行っております。お客様に身近で安心できるアドバイザーとしてサポートして参ります。



公認会計士として関与する会計監査を実施している多くの企業で採用されている退職給付制度ですが、同様の仕組みで、個人で加入して個人で増やすことができる私的年金として、「iDeCo(個人型確定拠出年金)」があります。これまでの加入対象者は、自営業者や企業にお勤めの方の一部に限られていました。しかし、平成29年1月から企業年金を実施している企業にお勤めの方(加入に条件があります)や専業主婦の方、公務員を含め公的年金制度に加入している60歳未満のすべての方が加入できるようになりました。

掛金は少額から自分で決められて全額所得控除、運用益が非課税で再投資でき、受取るときも大きな控除を受けられます。

老後の備えにご検討されてはいかがでしょうか。





税理士

税理士とは税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

納税者である個人・企業と、国との間に立って、正しい納税の手助けをすることを主な業務としています。



【業務内容】

▶ 税金に係る業務

- ① 税務代理（税務官公署に対する税務申告・申請、請求、不服申立、主張、陳述について代理し、または代行すること）
- ② 税務書類の作成（税務官公署に提出する各種税務に関する申告書の作成）
- ③ 税務相談

▶ 経理に係る業務

- ① 会計業務（財務諸表の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する事務）

▶ 税金に関する訴訟に係る業務

- ① 租税に関する訴訟の補佐人（租税に関する訴訟において、訴訟代理人（弁護士）とともに出頭・陳述し、納税者を支援すること）

▶ 上記内容に関する相談

皆様とご一緒に幅広い問題を解決して参ります！

青木淑央税理士事務所

税理士 青木 淑央(芳雄)
よしお
あおき しゆう

登録番号：第120716号

所在地：〒664-0858 伊丹市西台4丁目6-32 ニュー伊丹ビル204号

TEL：072-785-2300

FAX：072-785-2339

aoki@itami-tax.jp

aoki-tax.com



|アピールポイント|

当事務所では、開業・創業を目指す方を強力にサポートいたします。

特に創業融資に関しては単なるアドバイスではなく主体的に金融機関と交渉を行います。

また、創業前に司法書士・社会保険労務士を交えた無料相談を実施しておりますので、創業時

における全ての不安や疑問をワンストップで解決できることが強みです。

事業を成功させたい、その夢を応援します！

上田雄一 税理士事務所

税理士 上田 雄一

登録番号：第107429号

所在地：〒664-0895 伊丹市宮ノ前2-4-25 ネージュ宮ノ前703

TEL：072-764-6438

FAX：072-764-6456

y-ueda@yasaka-u-office.com

<http://税理士伊丹.jp/>



|アピールポイント|

45歳の若手税理士ですが、約20年間の実務において上場企業から中小企業まで経営者の皆様と一緒に幅広い問題を解決して参りました。

税金のこと、会計のことはもちろん、事業を発展させたい経営者様、経営の悩みを解決したい経営者の皆様、是非一緒に事業を発展させて参りましょう！

22世紀の老舗企業作りを応援!

そーえん孝税理士事務所

税理士 宗圓 孝

登録番号：第126385号

所在地：〒664-0851 伊丹市中央2丁目1-4 フラット伊丹201

TEL : 072-764-6777

FAX : 072-764-6783

itamilife-kaikei@soen-zeirishi.com

<http://soen-zeirishi.com>



アピールポイント

30代半ばまで様々な職種を経験し会計税務業界に参入しました。

当事務所は、法人・個人事業主の創業・自計化支援に力を入れており、お客様の条件に合わせた会計ソフトの選定、指導を行い進捗状況を確認致します。また、世代交代をスムーズに行うため、財産評価・生前贈与等を検討、提案し、将来の相続に備えます。

私達といっしょに考えていきましょう!!

はやし税理士事務所

税理士 林 文彦

登録番号：第91382号

所在地：〒664-0882 伊丹市鈴原町5-43-1

TEL : 072-781-6314

FAX : 072-781-2635

info@884-tax.jp



アピールポイント

私達は何よりもお客様に何でも相談していただける「ウェルカムな雰囲気」を大切にしています。通常の税理士業務に加え、経営課題を解決するために「経営計画立案と予実管理を中心としたMAS監査サービス」を提供することで、お客様が安心して経営できるお手伝いをしております。

相続の事ならおまかせください！！

藤崎陽子税理士事務所

税理士 藤崎 陽子

登録番号：第92170号

所在地：〒664-0886 伊丹市昆陽東4-13-1 札場辻ハイツ208
 TEL：072-767-1976
 FAX：072-767-1963
 fujisaki03@ybb.ne.jp



アピールポイント

早いもので開業してから今年で16年目となります。日々様々な方との出会いの中で勉強し感動、感謝しながら仕事をさせてもらっています。相続の事前対策～申告まで一連の流れを得意としています。事前対策でその後の事がずいぶん変わる事を実感しています。

一緒に相続の事を考えてみませんか？



豆知識

□ 伊丹市では中小企業等を支援する様々な施策を実施しています。

<伊丹市空き店舗出店促進事業補助制度>

中央1～6丁目他、伊丹市の中心部の空き店舗に出店する事業者で小売業等一定の業種に該当する事、その他の要件を満たした場合に、店舗家賃に対して次の期間、家賃の1/2相当額(年間上限50万円)の補助金が交付されます

○平成29年度 ……賃借から4年間

○平成30～32年度 ……賃借から3年間

制度の詳細及びその他の支援策については、伊丹市のホームページをご覧いただか、又はガイドブック掲載の専門家に是非ご相談下さい。

□ 法人税の申告期限、3ヶ月に出来るんですか？

あまり利用はされていませんが、実は大抵の法人が該当するはずです。一度会社の定款を見てみてください。歴史の長い会社以外は大抵の会社はそうなっているはずですが、株主総会は決算期末後3ヶ月以内に開催する、となつていれば後は税務署に届出を出すだけです。この届出、“申告期限延長の特例の届出”という名前なのですが、元々は上場会社が監査法人の監査を受けた後でしか株主総会を開催できないために通常の2ヶ月から1ヶ月伸ばした期限を設定する特例なのです。

しかし上場会社でないとダメという規定ではなく、定款に“株主総会は決算期末後3ヶ月以内に開催する”とだけあれば大丈夫です。

なお、この届出は法人税（事業税と道府県民税についても同じ届出をすれば適用されます）ですので、消費税の申告期限は2ヶ月後で変わりありません。

しかし創業間もなくなったり、何らかの事情で消費税が免税の会社であれば、消費税の申告期限を気にすることなく、申告期限を1ヶ月伸ばすことが出来ることになります。この届出を出してても2ヶ月以内の申告をすることは何ら問題ありませんし、何らかのトラブルが発生して決算が2ヶ月以内に固まらない事態に備え、この届出を出しておかれる事を検討されても良いでしょう。



社会保険労務士

社会保険労務士は、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として企業経営の3要素(ヒト・モノ・カネ)のうち、ヒトの採用から退職までの労働・社会保険に関する諸問題、さらに年金の相談に応じる、ヒトに関するエキスパートです。

(全国社会保険労務士会連合会HPより引用)



【業務内容】

▶ 社会保険・労働保険手続業務

- ・社会保険、労働保険の適用
- ・労働保険の年度更新
- ・社会保険の算定基礎届
- ・各種助成金などの申請
- ・労働者名簿、賃金台帳の調製
- ・就業規則の作成、変更

▶ 労務管理の相談指導業務

- ・雇用管理、人材育成などに関する相談
- ・人事、賃金、労働時間の相談
- ・経営労務監査

▶ 年金相談業務

- ・年金の加入期間、受給資格などの確認
- ・裁判請求書の作成・提出

▶ 紛争解決手続代理業務

- ・あっせん申立てに関する相談及び手続
- ・代理人として意見を陳述
- ・相手方との和解のための交渉及び和解契約の締結の代理

▶ 補佐人の業務

- ・裁判所において、補佐人として弁護士とともに出廷し意見を陳述

親身になってサポートさせていただきます。

柴田将司社会保険労務士事務所

社会保険労務士 柴田 将司

登録番号 : 28150033号

所在地 : 〒664-0886 伊丹市昆陽東4-4-3

TEL : 072-746-8215

FAX : 072-746-8215

mshibata.sr.office@gmail.com



【アピールポイント】

一専門家としてだけではなく、できる限り事業主様はもちろんのこと、そこで働いておられる従業員様のお声に耳を傾け、気軽に相談していただけるような存在であり続けたいと考えております。時には改善をお願いすることもあるかもしれません、そういった場合には一緒にあって改善点を見つけていけたらと思っております。

「いまどき」の顧客サービスを提案・提供しています！

高田社労士事務所

特定社会保険労務士 高田 和彦

登録番号 : 28020044号

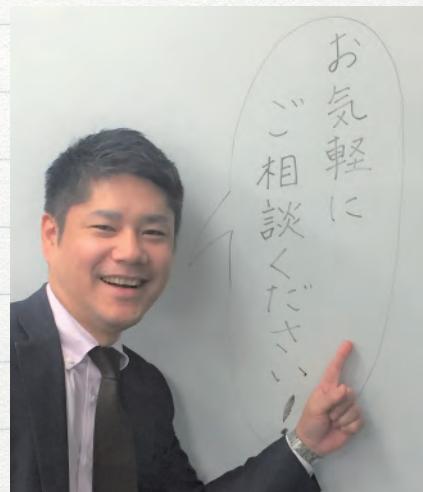
所在地 : 〒664-0851 伊丹市中央4-3-14 セリバテール伊丹205号

TEL : 072-783-8290

FAX : 072-783-8291

takada@sharoushi-t.com

www.sharoushi-t.com



【アピールポイント】

2002年4月開業。時代に即した人事労務コンサルティングや助成金申請をはじめ、電子申請、勤怠管理のIT化及び給与明細のペーパーレス化、マイナンバー管理など「いまどき」の顧客サービスを提案・提供しています。事務所内には研修スペースもあり、10名前後の研修や会議を行っていただくことができます。

会社と共に！地域と共に！発展を目指します！！

社会保険労務士事務所 STSサービスオフィス

特定社会保険労務士 田村 昭治

登録番号：28130107号

所在地：〒664-0895 伊丹市宮ノ前2-2-2 伊丹商工プラザ5階
伊丹市立産業・情報センターミニオフィス内

TEL：072-781-4864 FAX：020-4662-8851

tamura.sharou@hotmail.co.jp

<http://sr-sts.com>



アピールポイント

弊所では、社会保険労務士業務を通じて「労務」に関することを総合的にサポートします。会社の業種・規模・環境などによって問題や悩みは様々だと思います。ホテル業で培ったホスピタリティ精神できめ細かなサービスを提供します。またフットワークの軽さとネットワークの多さが強みです。まずはお気軽にご相談下さい。

～こんな時は社会保険労務士に相談～

企業における採用から退職までの社会保険・労働保険の手続や職場に関する問題、年金の相談など、皆さんにとても身近な問題にぶつかったら、是非、社会保険労務士にご相談ください。

○社会保険・労働保険手続

社会保険・労働保険の諸手続は、制度の複雑化に伴い、事業主の皆さんにとって、大きな負担となっています。また、これらの手続きを行わざにいると、従業員の労働災害や失業、病気やケガ、あるいは定年後の年金などについて、給付を受けられないなどの重大な不利益につながってしまいます。社会保険労務士はこの業務を代行することで、諸手続にかかる時間や人件費を大幅に削減します。また年度更新や算定基礎業務は、その基礎となる賃金の定義や保険料の算出について専門的な知識が必要です。申告額に誤りがあると追徴金や延滞金を徴収されることもあります。

社会保険労務士は社会保険・労働保険の複雑・多岐にわたる諸手続を、皆さんに代わって円滑かつ的確に行います。

○人事・労務管理

「ヒトを大切にする経営」を実現するため、良好な労使関係を維持するための就業規則の作成・見直しをお手伝いします。また、労働者の皆さんが納得して能力を発揮できるような賃金制度の構築に関するアドバイスなど、人事・労務管理の専門家の目でそれぞれの職場にあつた、きめ細やかなアドバイスを行っています。

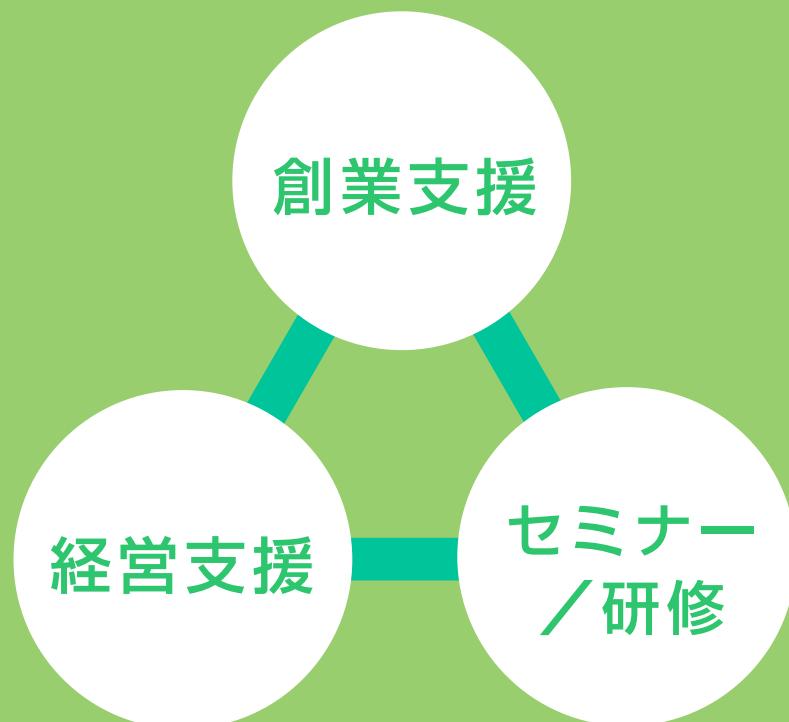
○年金の悩み

私たち社会保険労務士は「公的年金に関する唯一の国家資格者」として、国民の皆さんの年金に関する権利を守る立場から、皆さまからのご相談に応じています。複雑な年金制度をどなたにも分かりやすく説明し、ご自身の年金についてご理解いただき、必要に応じ各種の事務手続をお手伝いすることで、年金に関するワンストップサービスを提供しています。



中小企業診断士

中小企業診断士とは、中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家であり、経営コンサルタントとして一定基準以上の能力を持つ者として経済産業大臣により登録された者です。



【業務内容】

▶ 創業支援

- ① ビジネスマネジメント検討
- ② 事業計画書作成支援

▶ 経営支援

- ① 経営戦略/計画
- ② 管理会計
- ③ 生産管理
- ④ マーケティング
- ⑤ 人材管理
- ⑥ 従業員教育/研修
- ⑦ IT化
- ⑧ 情報セキュリティ
- ⑨ 事業承継

▶ セミナー/研修

- ① 従業員研修
- ② オープンセミナー

▶ 上記内容に関する相談

実現可能な手段を共に考えましょう

橘コンサルティング事務所

中小企業診断士 橘 雅清

登録番号：411890

所在地：〒664-0898 伊丹市千僧4-53

TEL : 072-743-7538

tachibana@tachibana-consulting.com



アピールポイント

IT畠出身ですが、システム導入という結論ありきではありません。

課題達成に向けた最善の手段を考えましょう。

また、情報セキュリティに関しては、システムよりも重要なのが「人」の問題です。

昨今の事例紹介なども含めた研修を承っております。



【豆知識】

補助金をご利用になったことはありますか。

様々な種類があり、それぞれ上限金額や補助割合は決まっていますが、

「借り入れ」ではなく「給付」ですので、

目的に合って利用できそうなものがないか、

定期的にチェックなさってみては如何でしょうか。

中小企業庁「ミラサポ」

<https://www.mirasapo.jp/subsidy/index.html>



索引

[あ]

- IT 化
- あっせん
- 安全衛生
- 育児・介護休業
- 遺言執行
- 遺言書の作成（いごん）
- 遺産分割
- 慰謝料請求
- 意匠
- 遺族年金
- 印紙税相談
- 飲食店営業許可に関する手続
- 請負
- 売掛金回収
- 運送業の許可に関する手続
- LGBT

[か]

- ● 解雇
- 会計監査（一部法定監査）
- 会計ソフト導入支援
- 会社設立
- ● 会社分割・合併
- 外国人の在留資格に関する手続
- 介護保険
- 介護施設許認可
- 会計監査（一部法定監査）
- 株価算定評価
- 仮差押・仮処分
- 管理会計
- 管理会計の立案、相談、助言
- 帰化申請の手続
- 企業再生計画の策定・検証
- ● 企業買収（M&A）
- ● 記帳代行
- 教育訓練
- 境界
- 強制執行
- 競売
- 求人・採用
- 給与計算
- 経営革新計画承認に関する手続
- ● ● 経営計画の作成支援
- ● 経営相談
- 刑事事件
- 警備業認定に関する手続
- ● 契約書作成
- 健康診断
- 健康保険
- 研修
- 建設業の許可に関する手続
- ● 公正証書（契約書、定款等）
- 交通事故
- 個人再生
- 個人事業決算・申告
- ● コーポレートガバナンスの支援
- 古物商の許可に関する手続
- ● 雇用契約
- 雇用保険
- 婚姻費用
- コンプライアンス
- コンプライアンス成熟度評価

[さ]

- 債権差押え
- 財務デューデリジェンス
- ● 財産管理業務
- 裁判所提出書類作成
- ● 債務整理
- 36 協定
- ● 残業代
- 算定基礎
- 資金繰り改善相談
- ● 事業承継
- ● 事業再生
- 自己破産
- システム監査
- 実用新案
- 私道に関する紛争
- ● 就業規則
- 従業員研修
- 障害年金
- 少年事件
- 商業登記
- 助成金
- 商標
- 情報セキュリティ
- ● 人材育成
- 人材管理
- ● 人事制度
- 人事評価
- 親権
- ストレスチェック
- 生産管理
- ● 成年後見
- 税務調査支援
- セミナー
- 創業・法人設立相談・支援
- 相続税・贈与税・相談・申告
- ● 相続手続全般
- 退職金
- 退職・解雇
- 知的財産権
- 知的財産権の契約代理
- 知的資産経営導入のサポート
- 報告書作成
- ● 懲戒解雇
- 著作権
- 賃金制度
- 賃貸借
- 賃料
- 定款の作成・変更
- テレワーク
- 土地利用に関する手続
- 特許
- 特許出願書類作成
- 特許庁手続き代理
- 特許出願審査請求
- 特許料納付
- 特許の権利防衛
- 特許の権利侵害訴訟
- 特許の鑑定、判定、技術評価書
- 発明相談

[な]

- 内部統制組織の立案、相談、助言
- ● 内容証明
- 日本国籍の取得（帰化申請）
- 年度更新
- 農地転用に関する手続

[は]

- パートタイマー
- ハラスマント
- ビジネスマネー
- 風俗営業許可に関する手続
- 不正競争
- 不動産
- 不動産明渡し
- 不動産登記
- 法人決算・申告
- ● 法律相談
- 補助金

[ま]

- マイナンバー
- マーケティング
- マンション管理
- メンタルヘルス

[や]

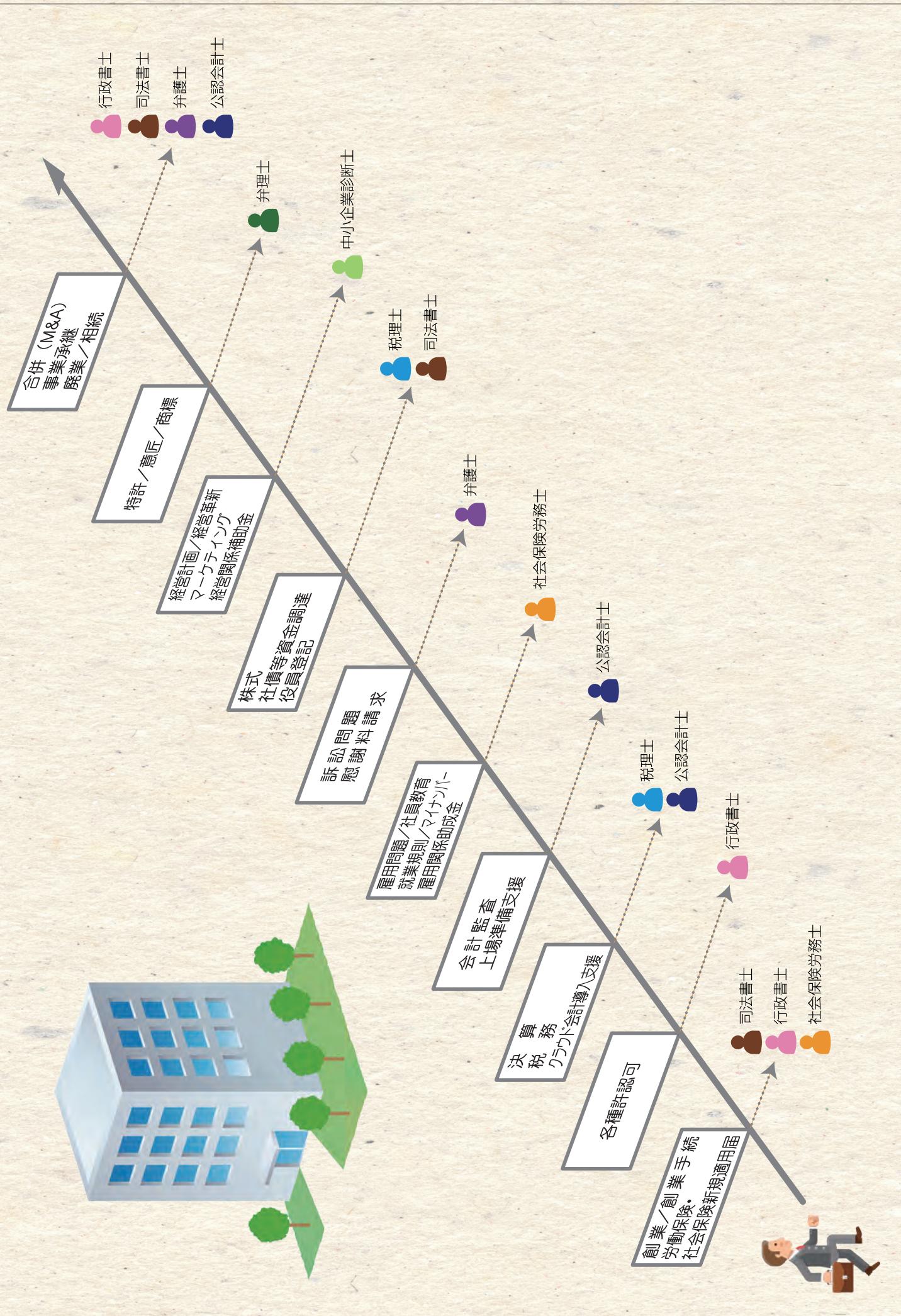
- ● 遺言書の作成
- ● 有給休暇
- 養育費

[ら]

- 離婚
- 離婚協議書の作成支援
- ● 労災
- 労災保険
- ● 労働時間
- 労働者派遣
- 労働条件
- ● 労働者派遣事業
- ● 労務管理
- 老齢年金

【色区分】

- 司法書士
- 行政書士
- 税理士
- 社会保険労務士
- 弁護士
- 中小企業診断士
- 弁理士
- 公認会計士





平成28年度兵庫県商工会議所連合会
ひょうご「異業種交流活性化」支援事業

印刷所 株式会社ベスタ